

Bi-Weekly Newsletter

Feb 13, 2019 | ISSUE 14

I. 統計資料

02

- 直近5年法人事業者の税務調査実績

II. 産業ニュース

02

- 政府、2018会計年度予算よりも25.4兆ウォン超過徴収

III. 最新事例・判例

03

- 税額控除に係るイシュー(基準-2018-法令解釈法人-0260,2018.11.14)
- 内国法人が使用人に支給した人材開発費を国から全額訓練支援金として受領する場合、「租税特例制限法」第10条による研究・人材開発費税額控除は適用できるか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせ下さい。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄詰珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 直近5年法人事業者の税務調査実績

主な内容

- 統計庁国家統計ポータル、国税庁国税統計

- 統計庁より2019年1月2日に公開された2018年国税統計年譜によると、2013年から2017年まで5年間に行われた法人事業者に対する税務調査実績は次のとおりである。
- (参考) 統計庁は2017年国税資料をまとめて2019年度初めにその資料を公開している。

[単位：百万ウォン]

区分	稼動法人数	調査法人数	決定収入額	申告所得額	決定所得額	賦課税額
2013年	538,134	5,128	833,926,520	107,400,776	120,142,525	6,612,839
2014年	576,138	5,443	1,110,378,210	158,868,601	168,779,712	6,430,795
2015年	623,411	5,577	632,739,445	89,294,010	98,553,060	5,511,726
2016年	673,374	5,445	608,837,239	69,057,133	84,145,904	5,383,682
2017年	726,701	5,147	748,370,092	150,751,170	164,700,507	4,504,699

II. 政府、2018会計年度予算よりも25.4兆ウォン超過徴収

- 企画財政部報道資料(<http://www.moef.go.kr>)

- 2019年2月8日に企画財政部が公式報道資料を通じて2018年会計年度の総歳入と総歳出結果を明らかにした。
- 2018会計年度の総歳入は385.0兆ウォン、総歳出は364.5兆ウォン、差額である決算上の剩余金は16.5兆ウォンであり、繰越3.3兆ウォンを差し引いた歳計剩余金(決算上の剩余金-来年度繰越額)は13.2兆ウォンの黒字を記録した。
- 総歳入は385.0兆ウォンを徴収したが、前年に比べ25.5兆ウォン増加し、予算に比べ13.7兆ウォンを超過した。
- また、総歳出は予算現額(予算額 + 前年度繰越額など)376.5兆ウォンのうち364.5兆ウォンを執行(96.8%)し、前年に比べ21.6兆ウォン増加した。
- 歳計剩余金は13.2兆ウォン黒字で、2015年以後4年連続黒字を記録した。
- 政府が計画した税収より25.4兆ウォンさらに徴収したことに対して、税収の推計が正確でないことから、国内景気と関係なく国税超過税収が歴代最大を記録したとの批判も受けたと思われる。
- これを受け、政府は2018年の国税収入は半導体の好況、資産市場の好調などで超過税収が生じたと説明したが、税収推計の正確性向上のために手続き改編、情報公開の拡大、機関責任性の強化など税収推計システムを改善する計画であるとした。

III. 最新事例・判例

- 基準-2018-法令解釈法人-0260,2018.11.14.

1. 質問要旨

- 内国法人が使用人に支給した人材開発費を国から全額訓練支援金として受領する場合、「租税特例制限法」第10条による研究・人材開発費税額控除は適用できるか。

2. 事実関係

- A法人は大企業と公共機関などのコールセンターを誘致、専門担当者を派遣して運営代行および相談業務を共に行うトータルアウトソーシング サービス提供業者である。
- A法人はコールセンター業務に投入される使用人(訓練生)に対して教育訓練を実施してから人材開発費(職業能力開発訓練費)に該当する訓練手当などを訓練生に支給した後、先払いした人材開発費全額を雇用労働部から訓練支援金として受領している。
- A法人が訓練支援金として全額受領している該当人材開発費(職業能力開発訓練費)に対して、2014～2017事業年度の法人税の申告時に研究・人材開発費に対する税額控除が適用された。

3. 爭点

- 人材開発費支出額を国から受領する場合のR&D税額控除の適用可否
- 現行の租税特例制限法施行令第8条第1項では“出資金などを受領して研究開発費として支出する金額をR&D税額控除対象から除外”するように規定しているため、出資金などを受領して研究開発費でない人材開発費として支出する場合にもR&D税額控除を排除すべきか否かが争点である。

4. 回答内容

- 内国法人が「租税特例制限法施行規則」第7条第9項第5号に該当する訓練手当などの人材開発費を支出してから国から全額訓練支援金として受領する場合、該当人材開発費支出額は「租税特例制限法」第10条による研究・人材開発費税額控除の適用対象に該当しない。

5. 参考

- 争点に関してはかなりの議論があったが、今回の有権解釈をもって国税庁が立場を明確にしただけでなく、2019年1月4日に立法予告された租税特例制限法施行令改正案は、出資金などで研究開発費および人材開発費を支出した場合、R&D税額控除を排除するように改正してこれを明確にした。
- すなわち、人材開発費の場合もR&D税額控除が排除されるとの国税庁の立場を明文化したと思われるため、今後注意を要する。

III. 最新事例・判例、続き

- 基準-2018-法令解釈法人-0260,2018.11.14

6. 関連法令

(1)租税特例制限法第9条【研究・人材開発準備金の損金算入】

①内国人が2013年12月31日以前に終わる課税年度まで研究開発および人材開発(以下“研究・人材開発”という)に必要な費用に引き当てるために研究・人材開発準備金を積み立てた場合は、該当課税年度の収入金額(「法人税法」第43条の企業会計基準により計算した売上高。以下第10条で同じ)に100分の3を乗じて算出した金額の範囲内で該当課税年度の所得金額を計算する時に該当金額を損金に算入する。

②第1項により損金に算入した研究・人材開発準備金は、次の各号により益金に算入する。

1. 該当準備金を、損金に算入した課税年度が終わる日から3年となる日が属する課税年度が終わる日まで研究・人材開発に必要な費用(新しいサービスおよびサービス伝達体系を開発するための研究開発の場合、独自の研究開発に必要な費用のみ該当)のうち大統領令で定める費用(以下“研究・人材開発費”という)に使用した金額に相当する準備金は、その3年となる日が属する課税年度から各課税年度の所得金額を計算する時にその準備金を36で除した金額に該当課税年度の月数を乗じて算出した金額を益金に算入する。

2. 損金に算入した準備金が第1号により益金に算入する金額を超過すれば、その超過部分に相当する準備金は、その準備金を損金に算入した課税年度が終わる日から3年となる日が属する課税年度の所得金額を計算する時に益金に算入する。ただし、準備金を損金に算入してから事業計画などが変更されて研究・人材開発に使わなくなった金額は、その3年となる日が属する課税年度前に益金に算入することができる。

⑤第1項による研究開発は科学的または技術的な進展のための活動と新しいサービスおよびサービス伝達体系を開発するための活動を意味し、人材開発は内国人が雇用している役員または使用人を教育・訓練させる活動を意味し、その具体的な範囲は大統領令で定める。

(2)租税特例制限法施行令第8条【研究及び人材開発準備金の範囲など】

①法第9条第2項第1号において“大統領令で定める費用”とは、法第9条第5項による研究開発および人材開発のための費用として別表6の費用をいう。ただし、次の各号に該当する費用は除く。 <但書新設2013.2.15>

1. 法第10条の2による研究開発出資金などを受領して研究開発費として支出する金額
2. 国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関および「地方公企業法」による地方公企業から研究開発などを目的に出資金などの資産を受領して研究開発費として支出する金額

The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant. The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.